

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原主一
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号
【報告義務発生日】	平成30年8月22日
【提出日】	平成30年8月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社チームスピリット
証券コード	4397
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	日本ベンチャーキャピタル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年2月1日
代表者氏名	奥原 主一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	投資業務部 辻本由香
電話番号	03 (6256) 0238

(2) 【保有目的】

純投資（投資育成目的で保有した株券等）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）			512,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 512,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		512,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月22日現在）	V	7,310,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		7.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年8月22日	株券	83,000	1.14	市場内	処分	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員であるNVCC7号投資事業有限責任組合の株式数であります。

当社が無限責任組合員であるNVCC7号投資事業有限責任組合が保有する株式につき、平成30年8月13日付で、野村證券株式会社に対し、平成30年8月13日（当日を含む）から平成30年11月19日（当日を含む）までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、発行会社株式の売却（ただし、売却価格が平成30年8月13日に決定する募集・売価の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う東京証券取引所取引での売却は除く。）等は行わないことを合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	307,845
上記（Y）の内訳	その他金額は、金融商品取引法第27条の23第3項第2号分であり、当社が無限責任組合員であるNVCC7号投資事業有限責任組合の出資分であります。 株式分割により、509,440株取得しました。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	307,845

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		